農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

猪苗代町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 平坦地域

(1) 現況

本地域は、猪苗代湖と磐梯山の間に広がる標高約520mの猪苗代盆地と呼ばれる 平坦部で、昭和62年からほ場整備事業に取り組み、およそ2,300haの大区画 化された優良農地が整備され、水稲を中心にそばや大豆等の土地利用作物のほか、ト マト、アスパラガスなどの野菜類、トルコギキョウ、カラーなどの花卉類、ブルーベ リーなどの果樹類などを組み合わせた農業経営が行われている

しかしながら、担い手の高齢化、後継者不足に加え、農産物の価格低迷等による耕作放棄が増加することが懸念されていることから、今後とも将来にわたり農業の振興を図っていくためには、人・農地プランに位置づけられた中心経営体である担い手への農地集積を進めるとともに、地域の共同活動により農道や水路等の土地改良施設を適切に保全管理していくことが必要とされる。

また、当町においては、農業施設の保全のみでなく、猪苗代湖周辺の水環境保全に 資することも重要と位置づけ、豊かな自然環境を活かして農産物の生産とブランド化 を図っていくため、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式の普及が必要とされて いる。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、「猪苗代町農業活性化ビジョン」に掲げる「攻めの農業」による「農産物のブランド化」「売れる米づくり」の実現に資するため、また、豊かな自然環境と農村コミュティを守るために、農業者と地域住民や関係団体との強力体制を整備し、法第3条第3項第1号及び法第3条第3項第3号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

具体的には、法第3条第3項第1号に掲げる事業において、地域共同活動に係る 支援を図り、また、法第3条第3項第3号に掲げる事業において、地球温暖化防止 や生物多様性保全に貢献し、より環境保全に効果の高い営農活動の普及振興を図る こととする。

2. 山間地域

(1) 現況

本地域は、磐梯山及び周辺山麓の山間地域にかけて広がる生産条件が不利な農地であるが、その自然環境を活かしたそば等の農産物の生産を積極的に取り組んでいる。

しかしながら、平坦地域より更に、担い手の高齢化、後継者不足に加え、農産物の価格低迷等による耕作放棄が増加することが懸念されていることから、今後とも将来にわたり農業の振興を図っていくためには、人・農地プランに位置づけられた中心経営体である担い手への農地集積を進めるとともに、地域の共同活動により農道や水路等の土地改良施設を適切に保全管理していくことが必要とされる。

さらに、山間地域は平坦地域と比べて生産条件が不利なことから、これを補正する 取組を行うことは必要である。

また、当町においては、農業施設の保全のみでなく、猪苗代湖周辺の水環境保全に資することも重要と位置づけ、豊かな自然環境を活かして農産物の生産とブランド化を図っていくため、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式の普及が必要とされている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、「猪苗代町農業活性化ビジョン」に掲げる「攻めの農業」による「農産物のブランド化」「売れる米づくり」の実現に資するため、また、豊かな自然環境と農村コミュティを守るために、農業者と地域住民や関係団体との強力体制を整備し、法第3条第3項各号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

具体的には、法第3条第3項第1号に掲げる事業において、地域共同活動に係る 支援を図り、また、法第3条第3項第2号に掲げる事業において、農業生産活動の 継続的な実施を図る。さらに法第3条第3項第3号に掲げる事業において、地球温 暖化防止や生物多様性保全に貢献し、より環境保全に効果の高い営農活動の普及振 興を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
1	平坦地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号
		に掲げる事業
2	山間地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲
		げる事業及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

①第1号事業に係る事項

(1)対象農用地について

農振農用地以外の土地について、周辺の農振農用地と一体として維持管理すべき と認められる土地については、交付対象地として取り扱う。

②第2号事業に係る事項

- (1)対象農用地の基準
 - 1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1 h a 以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1 h a 未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1 h a 以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、 畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

山間地域

イ 対象農用地

- (7) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上公配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。
- (イ) 自然条件により小区画・不整形な田
- (ウ) 町長の判断によるもの
- a 緩傾斜農用地 (田 1/100 以上 1/20 未満、畑、草地及び採草放牧地 8 度以上 15 度未満)
 - (a) 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地
 - 一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合(この場合急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。)
 - (b) 緩傾斜という条件に別の農業生産条件の不利性が加わる場合
 - (i) 緩傾斜農用地が高齢化の進行により耕作放棄が進んでいる場合 緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率・耕作放棄率の両者が 全国平均以上とする(高齢化率30%以上、耕作放棄率:田5%以上、 畑(草地含む。)10%以上)

- (ii) 土壌条件が著しく悪い場合
- (iii) その他
- b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地
 - (a) 急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率:40%以上、耕作放棄 率田8%以上、畑(草地含む。)15%以上の農地

(2) 集落協定の共通事項

- 1) 集落の農用地面積が1ha未満である場合において、農用地面積が0.8ha以上であり、かつ、農用地の保全等の観点から集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると町長が個別に認めた場合には、1ha以上の一団の農用地の要件を満たしたものとみなす。
- 2) 協定参加者数がおおむね 50 戸に満たない場合において、協定参加者数が 30 戸以上となり、かつ、地理的又は地形的な条件等を踏まえ集落連携・機能 維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると町 長が個別に認めた場合には、おおむね 50 戸以上の協定参加者数の要件を満たしたものとみなす。

(3) 対象者

認定農業者に準ずる者とは、猪苗代町農業活性化ビジョンに定められた者など地域の実情に合わせて町長が認定する者とする。